

上野原市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

上野原市長

上野原市規則第 1 9 号

上野原市建設工事執行規則の一部を改正する規則

上野原市建設工事執行規則（平成 1 7 年上野原市規則第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条中第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 1 0 項を第 1 1 項とし、同条第 9 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「第 6 項」を「第 7 項」に、「第 9 項」を「第 1 0 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条中第 5 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 請負者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第 3 9 条第 1 項中「前条第 6 項」を「前条第 7 項」に、「同条第 9 項」を「同条第 1 0 項」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 請負者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

様式第 5 号及び様式第 7 号中「各自 1 通を保有する。」の次に「なお、契約の証を電磁的記録にて作成する場合には、契約担当者及び請負者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1

02号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。」を加える。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

様式第5号(第10条関係)

建設工事請負契約書

契約番号

- 1 事業名
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

収	入
印	紙

5 請負代金額

		千	百	拾	万	千	百	拾	円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(請負代金額に110分の10を乗じて得た額) 円）

- 6 契約保証金額
- 7 支払条件 前金払 %以内、部分払 回以内及び完成払
- 8 解体工事に要する費用等

上記工事について契約担当者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
なお、契約の証を電磁的記録にて作成する場合には、契約担当者及び請負者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

契約担当者	職	名	
	氏	名	印
請負者	住	所	
	商号又は名称		印
	氏	名	

(注) 別添の条項については、上野原市建設工事標準請負契約約款に準拠するものとする。

様式第7号(第10条関係)

建設工事請負変更契約書

契約番号

- 1 事業名
2 工事名
3 工事場所
4 変更事項

収 入
印 紙

(1) 請負代金額

¥ ()額

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(()額する請負代金額に110分の10を乗じて得た額) 円〕

(2) 完成期日

(3) 工事内容

(4) 解体工事に要する費用等

上記の工事について 年 月 日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更し、
契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、契約の証を電磁的記録にて作成する場合には、契約担当者及び請負者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

契約担当者	職	名

氏 名

印

請 負 者 住 所

商号又は名称

氏 名